

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による 平成 25 (2013) 年度温室効果ガス排出量の集計結果の公表について (お知らせ)

1. 経緯

温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度は、温室効果ガスを相当程度多く排出する者(特定排出者)に、温室効果ガスの排出量を算定し国に報告することを義務付け、国が報告された情報を集計・公表する制度です。

本制度は、温室効果ガスの排出者自らが排出量を算定することにより、自らの排出実態を認識し、自主的取組のための基盤を確立するとともに、排出量の情報を可視化することにより、国民・事業者全般の自主的取組を促進し、その気運を高めることを目指すものです。

今般、環境省及び経済産業省は、平成 25 (2013) 年度の温室効果ガス排出量について、特定排出者から報告のあった排出量を集計し、取りまとめました。

2. 集計結果の概要

報告を行った事業者(事業所)数及び報告された排出量の合計は、下記のとおりです。報告された排出量の合計値は7億1,667万 tCO₂でした。

(1) 特定事業所排出者¹

	平成 25 (2013) 年度	平成 24 (2012) 年度
報告事業者数 (報告事業所数)	12,466 事業者 (14,971 事業所)	11,375 事業者 (13,623 事業所)
報告排出量の合計	6 億 8,430 万 tCO ₂	6 億 3,432 万 tCO ₂
調整後排出量 (2)	6 億 3,691 万 tCO ₂	6 億 706 万 tCO ₂

(2) 特定輸送排出者³

	平成 25 (2013) 年度	平成 24 (2012) 年度
報告事業者数	1,358 事業者	1,358 事業者
報告排出量の合計	3,236 万 tCO ₂	3,123 万 tCO ₂

(3) 特定排出者全体 ((1) + (2))

	平成 25 (2013) 年度	平成 24 (2012) 年度
報告排出量の合計	7 億 1,667 万 tCO ₂	6 億 6,554 万 tCO ₂

1 特定事業所排出者：全ての事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が 1,500kl/年以上となる事業者及び次の 及び の要件を満たす者
算定の対象となる事業活動が行われており、温室効果ガスの種類ごとに、全ての事業所の排出量が CO₂ 換算で 3,000t 以上となる事業者
事業者全体で常時使用する従業員の数が 21 人以上

2 調整後排出量：事業者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、京都メカニズムクレジット等の償却・無効化量、廃棄物の原燃料使用に伴う排出量等を控除等して調整したもの

3 特定輸送排出者：輸送部門の排出量報告を行う特定排出者で、省エネルギー法に基づく特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者

(注) 他人から供給された電気の使用に伴うエネルギー起源 CO₂ 排出量は、2013 年度の電気の使用量に、2012 年度の排出係数を乗じて、算定しています。